

浜の活力再生プラン
(第1期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	浜串地区地域水産業再生委員会
代表者名	会長 竹内利弘 (浜串漁業協同組合 代表理事組合長)

再生委員会の構成員	浜串漁業協同組合、新上五島町、 長崎県上五島水産業普及指導センター
オブザーバー	

※再生委員会の規約及び推進体制の分かる資料を添付すること

対象となる地域の範囲及び 漁業の種類	<p>【対象となる地域の範囲】 長崎県新上五島町 浜串漁協管内 (岩瀬浦郷、奈良尾郷)</p> <p>【対象となる漁業の種類 (漁業経営体数)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一本釣り 6 経営体 ・延縄 2 経営体 <p style="text-align: center;">合 計 8 経営体</p>
-----------------------	--

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>当地区は、長崎県の最西端、五島列島北部の中通島南東部に位置し、五島灘に面している風光明媚な地域で、温暖な対馬海流により好漁場が形成され、一本釣り、延縄、定置網漁業など沿岸漁業と遠洋大中型まき網漁業が盛んに行われている地域である。</p> <p>平成30年度の水揚状況 (まき網を除く) は、103トン、70百万円となっている。</p> <p>当地区の水産業は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 磯焼けの進行と海水温の上昇等による漁獲魚種の変化と漁獲量の減少。 2. 燃油の高騰と離島であるため、燃油・資材・出荷コストの高値推移。 3. 魚離れや人口減少による消費の低迷と魚価低迷の長期化。 4. 組合員の高齢化と減少等により、漁業経営収支 (生産性) は悪化し、漁業経営は厳しい状況となっている。

(2) その他の関連する現状等

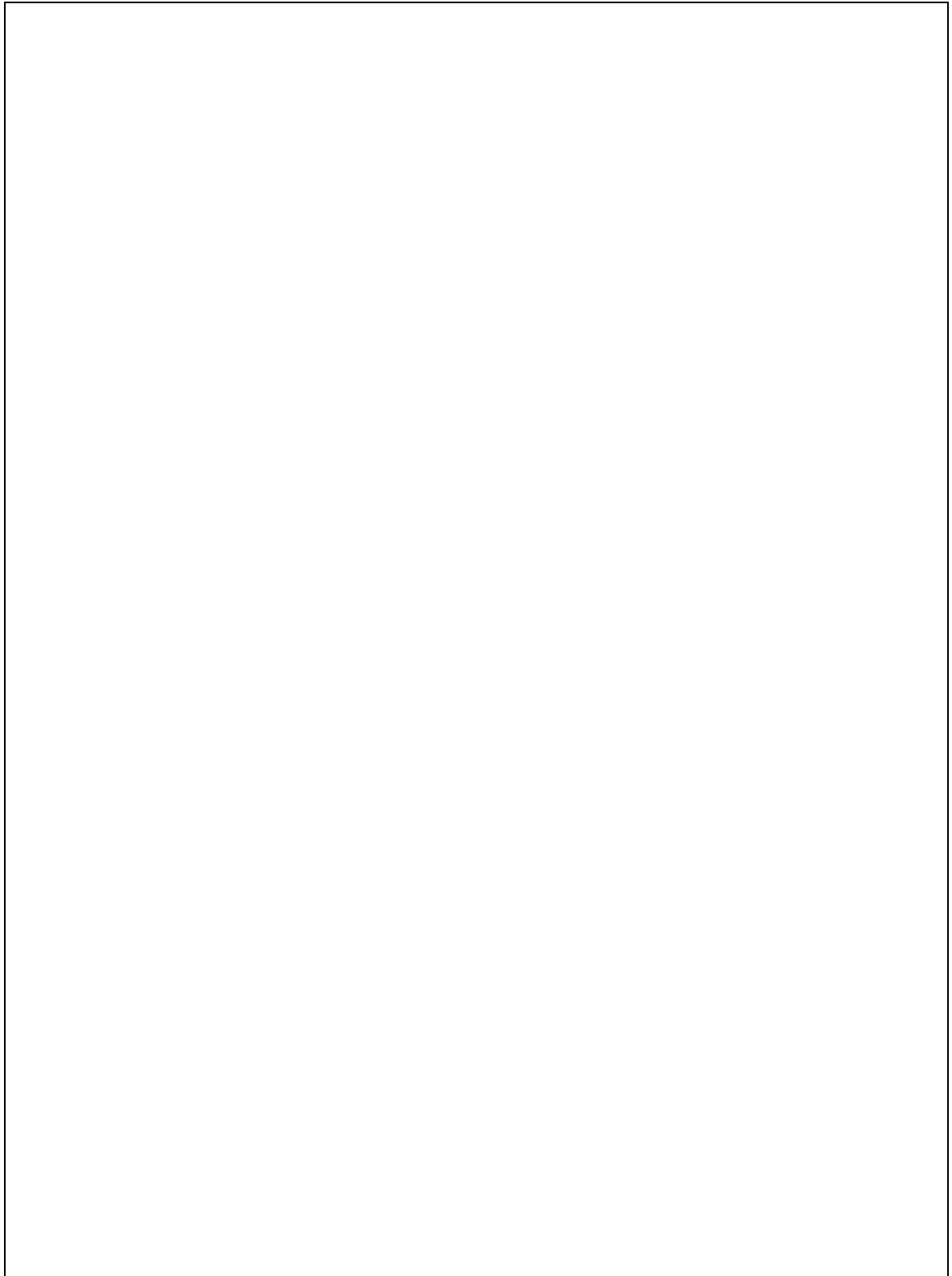
近隣漁協の解散に伴い、平成 27 年度に組合地区を拡大し、現在に至っている。組合員の高齢化や後継者（従業員）不足は、基幹産業である遠洋漁業も深刻で、今年から外国人技能実習生の受入れを開始したところである。

本漁協の正組合員の多数を占める旋網（本プラン対象外）についても同様、漁業者、漁獲量、漁獲金額とも減少傾向となっている。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--



(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

以下の各種取り組みを実施することにより、基準年所得合計（H27－H30の4中4平均）に対し、5年間で所得10%の向上を目指す。（別添資料参照）

○漁業収入向上の取り組み

1. 付加価値向上対策
2. 漁業生産の向上対策
3. 漁港機能の維持管理

○輸送コスト削減のための取り組み

1. 漁業経費の削減、省力化対策

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

水産生物の採捕については、長崎県漁業調整規則、長崎県五島海区漁業調整委員会指示、浜串漁業協同組合の共同・区画漁業権行使規則等に規定された内容、制限又は条件を遵守するとともに、地域内漁業者間の申し合わせ事項又は資源管理計画等に基づいて適切な管理に努める。

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(4) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（令和2年度） 以下の取組により、基準年の3.5%の漁業所得の向上を目指す。

漁業収入向上のための取組	<p>①付加価値向上対策</p> <p>鮮度保持技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業者は、質の高い鮮魚取扱い技術（活締め、水氷、神経抜き、イカ墨袋除去）を導入する。・漁協は、鮮度保持技術を普及・徹底させるため、漁業者全員を対象に講習会を実施する。 <p>活魚出荷割合の増加</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業者及び漁協は、活魚出荷の割合を増加する。 <p>②漁業生産の向上対策</p> <p>種苗放流と漁獲規制の導入</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業者は、新たな漁法の導入を検討する。・漁業者及び漁協は、五島列島栽培推進協議会等と連携して、クエ種苗を放流し、資源の増大を目指す。併せて、小型のクエについては再放流について検討する。 <p>磯焼け対策</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業者と漁協は、磯焼け対策（磯洗いや食害動物の駆除等）による藻場再生を図る。
--------------	--

	<p>産卵礁の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、アオリイカ資源増大を目指して産卵礁を設置し、漁協は、禁漁区の設定について検討する。 <p>③漁港機能の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港及び漁場の計画的な整備による水産物の生産及び流通の基礎づくりを総合的に行う。
漁業コスト削減のための取組	<p>①省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、今まで年1回実施していた船底清掃を年2回実施することで、燃油使用量を削減し、併せて省エネ航行を実施する。 <p>②省エネ機器の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁船の機関を省エネタイプに切り替えることで、燃油消費量の削減を図る。 <p>③燃油高騰対策促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁業経営セーフティネット構築事業未加入者に対し、加入の促進を図り、燃油の急騰に備える。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・省燃油活動推進事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・離島漁業再生支援交付金事業（国） ・離島輸送コスト支援事業（国） ・新上五島町漁船用燃油高騰対策事業（町） ・新上五島町水産業振興奨励事業（町） ・水産業所得向上支援事業（県） ・新水産業経営力強化事業（県） ・漁港機能増進事業（国）

2年目（令和3年度） 以下の取組により、基準年の5.5%の漁業所得向上を目指す。

漁業収入向上のための取組	<p>①付加価値向上対策</p> <p>鮮度保持技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、質の高い鮮魚取扱い技術（活締め、水氷、神経抜き、イカ墨袋除去）を実践する。 ・漁協は、鮮度保持技術を普及・徹底させるため、漁業者全員を対象
--------------	--

	<p>に講習会を実施し、全員の技術習得を完了する。</p> <p>活魚出荷割合の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者及び漁協は、活魚出荷の割合を増加する。 <p>②漁業生産の向上対策</p> <p>種苗放流と漁獲規制の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、新たな漁法の試験操業を実施する。 ・漁業者及び漁協は、五島列島栽培推進協議会等と連携して、クエ種苗を放流し、資源の増大を目指す。併せて、小型のクエについて再放流を実施する。 <p>磯焼け対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者と漁協は、磯焼け対策（磯洗いや食害動物の駆除等）による藻場再生を図る。 <p>産卵礁の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、アオリイカ資源増大を目指して産卵礁を増設し、漁協は、その周囲を禁漁区に設定する。 <p>③漁港機能の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港及び漁場の計画的な整備による水産物の生産及び流通の基盤づくりを総合的に行う。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>①省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、船底清掃を年2回実施することで、燃油使用量を削減し、併せて省エネ航行を実施する。 <p>②省エネ機器の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁船の機関を省エネタイプに切り替えることで、燃油消費量の削減を図る。 <p>③燃油高騰対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁業経営セーフティネット構築事業未加入者に対し、加入の促進を図り、燃油の急騰に備える。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・省燃油活動推進事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・離島漁業再生支援交付金事業（国） ・離島コスト支援事業（国）

	<ul style="list-style-type: none"> ・新上五島町漁船用燃油高騰対策事業（町） ・新上五島町水産業振興奨励事業（町） ・スマート水産業推進事業（県） ・持続可能な新水産業創造事業（県） ・漁港機能増進事業（国）
--	--

3年目（令和4年度） 以下の取組により、基準年の7.5%の漁業所得の向上を目指す。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>①付加価値向上対策</p> <p>鮮度保持技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、質の高い鮮魚取扱い技術（活締め、水氷、神経抜き、イカ墨袋除去）を実践する。 <p>活魚出荷割合の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者及び漁協は、活魚出荷の割合を増加する。 <p>②漁業生産の向上対策</p> <p>種苗放流と漁獲制限の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、新たな漁法を実践する。 ・漁業者及び漁協は、五島列島栽培推進協議会等と連携して、クエ種苗を放流し、資源の増大を目指す。併せて、小型のクエについては資源回復のため再放流を徹底する。 <p>磯焼け対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者と漁協は、磯焼け対策（磯洗いや食害動物の駆除等）による藻場再生を図る。また、磯洗い後の藻場増殖場を決定し、藻場（ひじき等）の移植を実施する。 <p>産卵礁の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、アオリイカ資源増大を目指して産卵礁をさらに増設する。また、10 cm以下は、資源回復のため再放流をする。 <p>③漁港機能の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港及び漁場の計画的な整備による水産物の生産及び流通の基盤づくりを総合的に行う。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>①省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、船底清掃を年2回実施することで、燃油使用量を削減し、併せて省エネ航行を実施する。

	<p>②省エネ機器の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁船の機関を省エネタイプに切り替えることで、燃油消費量の削減を図る。 <p>③燃油高騰対策促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁業経営セーフティネット構築事業未加入者に対し、加入の促進を図り、燃油の急騰に備える。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・省燃油活動推進事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・離島漁業再生支援交付金事業（国） ・離島コスト支援事業（国） ・新上五島町漁船用燃油高騰対策事業（町） ・新上五島町水産業振興奨励事業（町） ・スマート水産業推進事業（県） ・持続可能な新水産業創造事業（県） ・漁港機能増進事業（国）

4年目（令和5年度） 以下の取組により、基準年の9.5%の漁業所得の向上を目指す。

漁業収入向上のための取組	<p>①流通対策</p> <p>鮮度保持技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、質の高い鮮魚取扱い技術（活締め、水氷、神経抜き、イカ墨袋除去）を実践する。 <p>活魚出荷割合の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者及び漁協は、活魚出荷の割合を増加する。 <p>②漁業生産の向上対策</p> <p>種苗放流と漁獲制限の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、新たな漁法を実践する。 ・漁業者及び漁協は、五島列島栽培推進協議会や等と連携して、クエ種苗を放流し、資源の増大を目指す。小型のクエについては資源回復のため再放流を継続する。併せて、小型のクエ以外についても再放流の検討をする。 <p>磯焼け対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者と漁協は、磯焼け対策（磯洗いや食害動物の駆除等）による藻場再生を図る。また、藻場（ひじき等）を移植した後の効果を調査する。
--------------	---

	<p>産卵礁の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、アオリイカ資源増大を目指して、さらに産卵礁を増設する。また、10 cm以下は、資源回復のため再放流を実施する。 <p>③漁港機能の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港及び漁場の計画的な整備による水産物の生産及び流通の基盤づくりを総合的に行う。
漁業コスト削減のための取組	<p>①省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、船底清掃を年2回実施することで、燃油使用量を削減し、併せて省エネ航行を実施する。 <p>②省エネ機器の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁船の機関を省エネタイプに切り替えることで、燃油消費量の削減を図る。 <p>③燃油高騰対策促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁業経営セーフティネット構築事業未加入者に対し、加入の促進を図り、燃油の急騰に備える。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・省燃油活動推進事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・離島漁業再生支援交付金事業（国） ・離島コスト支援事業（国） ・新上五島町漁船用燃油高騰対策事業（町） ・新上五島町水産業振興奨励事業（町） ・スマート水産業推進事業（県） ・持続可能な新水産業創造事業（県） ・漁港機能増進事業（国）

5年目（令和6年度） 以下の取組により、基準年の11.5%の漁業所得の向上を目指す。

漁業収入向上のための取組	<p>①付加価値向上対策</p> <p>鮮度保持技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、質の高い鮮魚取扱い技術（活締め、水氷、神経抜き、イカ墨袋除去）を実践する。 <p>活魚出荷割合の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者及び漁協は、活魚出荷の割合を増加する。
--------------	--

	<p>②漁業生産の向上対策</p> <p>種苗放流と漁獲制限の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、新たな漁法の導入を実施する。 ・漁業者及び漁協は、五島列島栽培推進協議会等と連携して、クエ種苗を放流し、資源の増大を目指す。小型のクエについては資源回復のため再放流を継続する。併せて、小型のクエ以外についても再放流を実施する。 <p>磯焼け対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者と漁協は、磯焼け対策（磯洗いや食害動物の駆除等）による藻場再生を図る。また、前年に実施した藻場（ひじき等）の移植効果の結果を踏まえて増殖場を拡大する。 <p>産卵礁の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、アオリイカ資源増大を目指して、さらに産卵礁を増設する。また、10 cm以下は、資源回復のため再放流を実施する。 <p>③漁港機能の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港及び漁場の計画的な整備による水産物の生産及び流通の基盤づくりを総合的に行う。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>①省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、船底清掃を年2回実施することで、燃油使用量を削減し、併せて省エネ航行を実施する。 <p>②省エネ機器の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁船の機関を省エネタイプに切り替えることで、燃油消費量の削減を図る。 <p>③燃油高騰対策促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁業経営セーフティネット構築事業未加入者に対し、加入の促進を図り、燃油の急騰に備える。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・省燃油活動推進事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・離島漁業再生支援交付金事業（国） ・離島コスト支援事業（国） ・新上五島町漁船用燃油高騰対策事業（町）

	<ul style="list-style-type: none"> ・新上五島町水産業振興奨励事業（町） ・スマート水産業推進事業（県） ・持続可能な新水産業創造事業（県） ・漁港機能増進事業（国）
--	--

(4) 関係機関との連携

再生委員会は五島列島栽培漁業推進協議会及び新上五島町栽培漁業協議会と連携し、計画的に種苗放流の推進を図り、磯焼けについても現在進行形なので、今後も行政機関及び長崎県漁連をはじめ系統団体等との連携を密にしながら、磯焼け対策の強化を推進する。

4 目標

(1) 所得目標

漁業所得の向上 10%以上	基準年	平成 27 - 30 年度平均 : 1人あたり漁業所得 円
	目標年	令和 6 年度 : 1人あたり漁業所得 円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

算出の方法は、別紙のとおり

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

(3) 所得目標以外の成果目標

オウモンハタの活〆、神経 抜き出荷の割合	基準年	平成 30 年度 : 0 %
	目標年	令和 6 年度 : 50 %

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

再生委員会は、活〆、神経抜きの講習会を開催し、鮮度保持技術の普及を行うこととし、それによる単価向上を目指しているため。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
省燃油活動推進事業	省燃油活動の推進（燃油使用量の削減）
漁業経営セーフティネット構築事業	燃油・餌料高騰対策
離島漁業再生支援交付金事業	種苗放流、磯焼け対策、産卵礁の設置
離島輸送コスト支援事業	輸送コストに対する支援
新上五島町漁船用燃油高騰対策事業	燃油高騰対策
新上五島町水産業振興奨励事業	経営支援、水産業の振興
水産業所得向上支援事業	経営支援
スマート水産業推進事業	経営支援
新水産業経営力強化事業	経営支援
持続可能な新水産業創造事業	経営支援
漁港機能増進事業	水産基盤整備

※関連事業には、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。